

資料2

論点に対する回答

重点分野	国税
省 庁 名	財務省
論 点	<p>1. 国税・地方税共通の論点</p> <p>(1) 電子申告義務化は法制措置を要すると思われるが、① 実際の施行までにどの程度の期間を見込むのか。② また、具体的に義務化する対象につき、どのような範囲で考えているのか。例えば、添付書類の提出も含めて電子申告を義務化するのか。</p>

【回 答】

- 施行時期については、企業から寄せられている声も踏まえつつ、税制改正プロセスの中で適切に検討してまいりたい。
- 義務化の対象範囲については、基本計画に記載のとおり、デジタルファースト原則の下で原則として添付書類も含めて電子申告を義務化する方向で検討することとしているところ。いずれにせよ、企業から寄せられている声も踏まえつつ、税制改正プロセスの中で適切に検討してまいりたい。

重点分野	国税
省庁名	財務省
論点	<p>1. 国税・地方税共通の論点</p> <p>(2) 中小法人の電子申告の利用率を引き上げるために、経済的インセンティブの付与など、具体的な方策は検討しているのか。</p>
【回答】	
<p>e-Tax を利用していない法人及び税理士に対して、積極的に利用勧奨を行うとともに、今後も、納税者のご意見・ご要望を踏まえ、納税者利便の向上を目的とした e-Tax の機能改善等を検討する。</p> <p>ご指摘の「経済的インセンティブ」が具体的に何をイメージされているか明らかではないが、仮に税務計算上の特例や補助金を指すのであれば、既にご利用いただいている納税者との公平性を損なうものと考えられることから、慎重な検討が必要と考えている。</p>	

重点分野	国税
省 庁 名	財務省
論 点	1. 国税・地方税共通の論点 (3) e-Tax、eLTAX の利便性向上等に係る予算の概算要求の状況はどうなっているのか。

【回 答】

① 平成 30 年度予算の概算要求項目

法人納税者の e-Tax の利便性向上等に係る平成 30 年度予算の概算要求項目は、平成 29 年 3 月に貴部会において取りまとめられた内容に基づき策定した、「『行政手続コスト』削減のための基本計画」に掲げている、

- イ e-Tax メッセージボックスの閲覧方法の改善 <2 (4) □ (ハ)>
- e-Tax ソフトにおける財務諸表の勘定科目設定機能の実装 <2 (4) ハ (口)>
- ハ 法人番号の入力による本店情報の自動反映 <2 (4) ニ>
- ニ 法人納税者の開廃業・異動等に係る申請・届出手続の電子的提出の一元化 <2 (5) イ (ハ)>
- ホ 法人税及び地方法人税二税の電子申告における共通入力事務の重複排除 <2 (5) □ (ニ)>
- ヘ e-Tax と eLTAX の仕様共通化の推進 <2 (5) □ (イ)>
- ト e-Tax ソフトと eLTAX ソフトの連携機能の実装、共通データの自動反映 <2 (5) □ (口)>

などを要求している。

※< >書きは、財務省基本計画（平成 29 年 6 月策定）の項番を示す。

② 平成 30 年度予算の概算要求規模

上記の平成 30 年度予算の概算要求額は約 8 億円となっている。

重点分野	国税
省 庁 名	財務省
論 点	<p>1. 国税・地方税共通の論点</p> <p>(4) e-Tax、eLTAX の 24 時間運用は不可能なのか。例えば、年末の申告ニーズは一定程度存在すると考えるが、いかがか（現在、12月29日～1月3日までは利用不可）。</p>
【回 答】	
<p>① e-Tax の受付時間については、平成 16 年の導入以降、順次拡大しているところであり、現在は、いわゆる通常期にあっては平日の午前 8 時 30 分から午前 0 時まで、法人税の申告が集中しやすい 5・8・11 月の最終土・日曜日にあっては午前 8 時 30 分から午前 0 時までとなっている。</p> <p>なお、確定申告時期においては既に土日も含めて 24 時間対応を行っている。</p>	
<p>(参考 1)</p> <p>平成 28 年度については、平成 29 年 1 月 16 日～同年 3 月 15 日までの 59 日間、全税目について、土日も含めて 24 時間対応を行っている。</p>	
<p>(参考 2)</p> <p>これまで実施してきた利用時間の拡大に係る主なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 確定申告時期においては、平成 19 年 2 月から 24 時間対応（メンテナンス時間を除く） ○ 通常期においては、平成 25 年 7 月より午前 8 時 30 分から午前 0 時まで（平成 28 年 5 月からは、5 月、8 月、11 月の最終土曜日及び翌日の日曜日も利用可能。）。 <p>② ご質問いただいた年末・年始を含めた通年の 24 時間対応については、利用者ニーズのみならず、機器メンテナンスの方法や運用監視等に要する人件費など、費用対効果を踏まえつつ、利用者利便性向上策の一つとして検討を進めてまいりたい。</p>	

重点分野	国税
省庁名	財務省
論点	<p>1. 国税・地方税共通の論点 (5) 国税・地方税当局相互の連携は、今後どのような体制で取り組んでいくか。</p>
【回答】	
<p>国税・地方税当局の連携については、これまでも、財務省・国税庁、総務省の間で日頃から協議を行い、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与・公的年金等の源泉徴収票及び支払報告書の電子的提出の一元化 ・ 地方団体で作成した所得税確定申告書のデータ引継 <p>といった施策を実施してきた（いずれも 29 年 1 月以降実施）。</p> <p>今後とも、「行政手続部会とりまとめ」において示されたワンストップセンター原則の考え方を踏まえ、関係機関間で緊密に連携し、「基本計画」で掲げた「法人納税者の開廃業・異動等に係る申請・届出手続の電子的提出の一元化」等の施策の具体化にしっかりと取り組んでまいりたい。</p>	

重点分野	国税
省庁名	財務省
論 点	<p>1. 国税・地方税共通の論点</p> <p>(6) 国税・地方税分野は、削減率ではなく別途の数値目標等を定めることとなったが、基本計画の推進により、事業者にとって、具体的な負担軽減につながることを積極的に周知する考えはあるか。</p>

【回 答】

今般の基本計画に掲げられた事業者の負担軽減策については、国と地方の情報連携に係る施策も多いことから、国税当局と地方税当局双方で連携しつつ、各省庁・各地方団体のパンフレットやホームページ等を効果的・効率的に活用するとともに、日本税理士会連合会や法人会など、関係団体とも連携を図りながら積極的な周知・広報に取り組んでまいりたい。

重点分野	国税
省庁名	財務省
論点	<p>1. 国税・地方税共通の論点</p> <p>(7) 事業者の利便性向上という観点から、相談窓口の増加、相談時間の延長に加え、事前予約に基づく時間指定、インターネットを媒介した対面相談システムの構築などに取り組む考えはあるか。</p>

【回答】

① 税務相談は、事業者の方々が、納税義務を自発的かつ適正に履行していく上で、極めて重要な納税者サービスの一つと認識しており、これまでもその充実に取り組んできたところ。

なお、国税庁は納税者の利便性向上に向け、国税庁ホームページに各種の情報を掲載しており、よくある税の質問について、一般的な回答を掲載した「タックスアンサー」により情報提供を行っている。

(参考1)

- タックスアンサーへのアクセス件数：7,494万件（平成28年度）

② 税に関する一般的な質問・相談は、国税局ごとに電話相談センターで集中的に受け付けている。

(参考2)

- 電話相談センターの相談件数 : 569万件（平成28年度）

また、個別・具体的な税務相談については、全国524の税務署で面接相談を行っており、事前に予約を受け付けることにより、待ち時間の解消を図っている（税務署の開庁時間は平日の午前8時30分～午後5時）。

加えて、多数の納税者が来署される所得税の確定申告期においては、通常の税務相談窓口とは別に申告相談会場を設けて納税者のニーズに対応しているところである。

③ 経済社会のICT化の進展を踏まえ、ICTを活用した、更なる納税者の利便性の向上を図る必要があると認識している。

このため、現在、メールやチャットといった多様なチャネルを通じた相

談対応の実現に向けた検討を開始したところであり、利用者のニーズや費用対効果を踏まえつつ、どういった対応が納税者の利便性向上に資するか引き続き検討を進めてまいりたい。

重点分野	国税
省庁名	財務省
論点	<p>2. 国税に係る論点</p> <p>(1) 納付に関しては、申告や申請と比べてオンラインの利用が浸透していないが、原因としてどのようなことが考えられるか。利用率を引き上げるための対応策について、何か検討されているか。</p>

【回答】

- ① 納税については、電子納税（ダイレクト納付、インターネットバンキング）のほか、口座振替やコンビニ納付、クレジットカード納付など様々な納付手段があり、納税者（事業者）は各々のニーズに合った納付手段を選択している。
- ② 事業者にとって、納税は企業間の資金決済、社会保険料・公共料金の納付といった様々な資金決済（支払）の一部に過ぎないことから、その他の支払と同様の手段を選択することが、電子納税を選択するよりも効率的な場合もあることや、国税と同時期に納付する機会の多い地方税において、未だ電子納税に対応していない自治体が多いことが、国税の電子納税利用が浸透しない原因になっているのではないかと考えている。
- ③ 国税庁としては、ダイレクト納付において複数の金融機関の預貯金口座の登録を可能とするなど、納税者のニーズを捉えながら電子納税の利便性を一層向上させることなどにより、電子納税の推進に努めていくこととしている。

重点分野	国税
省庁名	財務省
論点	<p>2. 国税に係る論点</p> <p>(2) e-Tax 利用の認証手続の簡便化に合わせ、メッセージボックスの閲覧には電子証明書が必要になるとのことだが、例えば個人納税者で電子証明書を持たない納税者はダイレクト納税ができなくなる、税理士が納税手続を代行する、電子証明書を持たない納税者は自らのメッセージボックスを閲覧できなくなる、などの問題が指摘されている。こういった問題点には、どのように対応するか。</p>
【回答】	
<p>① 「e - Tax 利用の簡便化」については、政府全体の情報セキュリティを所管する内閣官房をはじめとした関係省庁とともに、利便性とセキュリティを両立させる観点から検討した結果、「マイナンバーカード方式」を基本とすることとしており、メッセージボックスという納税者本人の重要な情報を閲覧するためには、納税者本人の電子証明書を必要とすることにした。</p> <p>② ご指摘の問題への対応としては、現在、税理士会等の関係者と、セキュリティを確保しつつ利便性を損なわないためにどのような対応を取るべきかについて、協議を行っているところであり、関係者の意見を踏まえつつ、適切に対応してまいりたいと考えている。</p>	

(参考：論点2(2))

平成27年度税制改正の大綱（抄）

〔平成27年1月14日
閣議決定〕

六　納税環境整備

6　その他

(1) 電子情報処理組織により申請等を行う際に送信する電子署名及びその電子署名に係る電子証明書について、個人が、当該申請等に係る開始届出等の際に行われた本人確認に基づき通知された識別符号及び暗証符号を入力して申請等を行う場合には、その電子署名及び電子証明書の送信を要しないこととする。

(注1) 本人確認は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- ① 携帯電話等を利用した音声通信認証による本人確認
- ② 電子署名及び電子証明書の送信による本人確認
- ③ 税務署への来署時における税務署職員による本人確認

(注2) 上記の改正は、平成29年1月4日以後に電子情報処理組織により申請等を行う場合について適用する。

平成28年度税制改正の大綱（抄）

〔平成27年12月24日
閣議決定〕

六　納税環境整備

3　マイナンバー記載の対象書類の見直し

(略)

(備考) 日本年金機構における個人情報流出問題を契機として、行政機関等がオンライン手続により利用者から個人番号の提供を受ける際のセキュリティ対策が重要視されていることを踏まえ、平成27年度税制改正で決定された「e-Taxの新たな認証方式」について、納税者利便にも配意しつつ、早期にセキュリティ対策やなりすまし対策について再検討を行った上で実施する。



イータックス

e-Tax 利用の 簡便化に向けて準備を進めています

個人の方へ

平成31年1月

国税庁では、マイナンバーカードに標準的に搭載される電子証明書やマイナポータルの認証連携機能の活用などにより、個人納税者の方のe-Tax利用を簡便化するためのシステム修正を進めており、**平成31年1月**からご利用いただける予定です。

簡便化の概要

マイナンバーカードによるe-Tax利用

- ① マイナンバーカードを用いてマイナポータル経由又はe-Taxホームページなどからe-Taxへログインするだけで、簡易な設定でe-Taxの利用を開始し、申告等データの作成・送信ができるようになります。
- ② e-Taxを利用するためには、事前に税務署長へ届出をし、e-Tax用のID・パスワード※の通知を受け、これらを管理・入力する必要がありますが、簡便化後は、そのような手間がなくなります。
- ③ 今後e-Taxを利用する場合に、マイナポータルを経由して入手した医療費情報を活用できるようにするなど、手続の簡便化に向けた取組を進めています。

ID及びパスワードによるe-Tax利用

- ④ マイナンバーカード及びICカードリーダライタが未取得の方については、厳格な本人確認に基づき税務署長が通知したe-Tax用のID・パスワードによる電子申告を可能とします(注1)。
- ⑤ 厳格な本人確認は、税務署における職員との対面などにより行います(注2)。
- ⑥ メッセージボックスの閲覧には、原則として電子証明書が必要となります(注2)。

(注1)マイナンバーカード及びICカードリーダライタが普及するまでの暫定的な対応(導入後、概ね3年を目途に見直し)として行います。

(注2)なりすまし対策やセキュリティ対策の一環として行います。

※e-Tax用のID:利用者識別番号 e-Tax用のパスワード:暗証番号

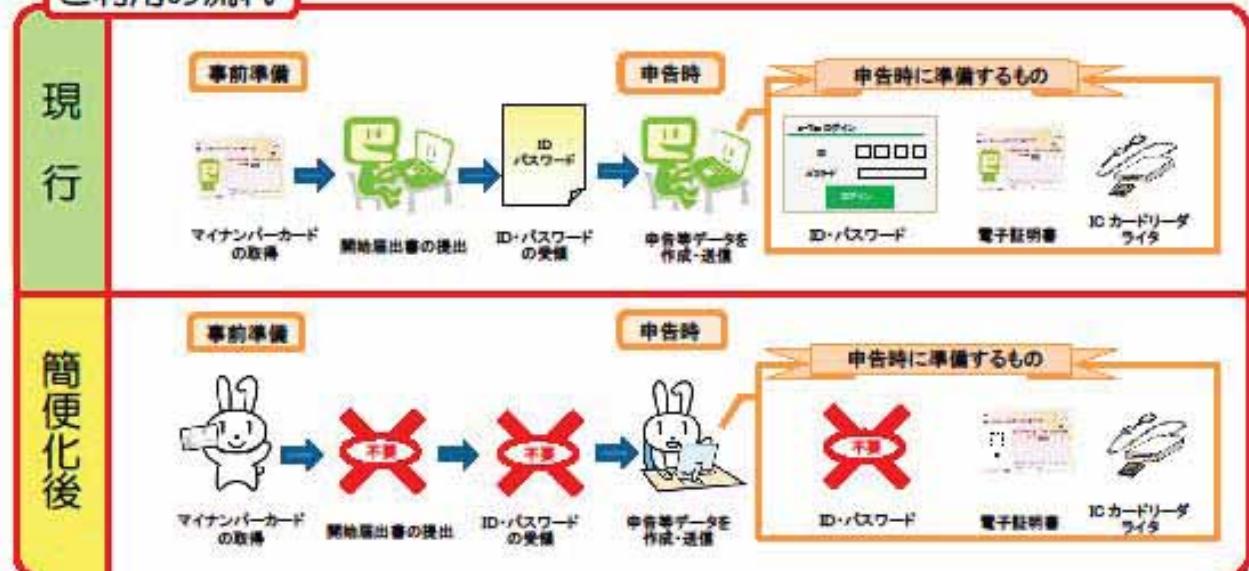


具体的な手続の内容などについては、今後、改めてお知らせいたします。裏面もご覧ください。→

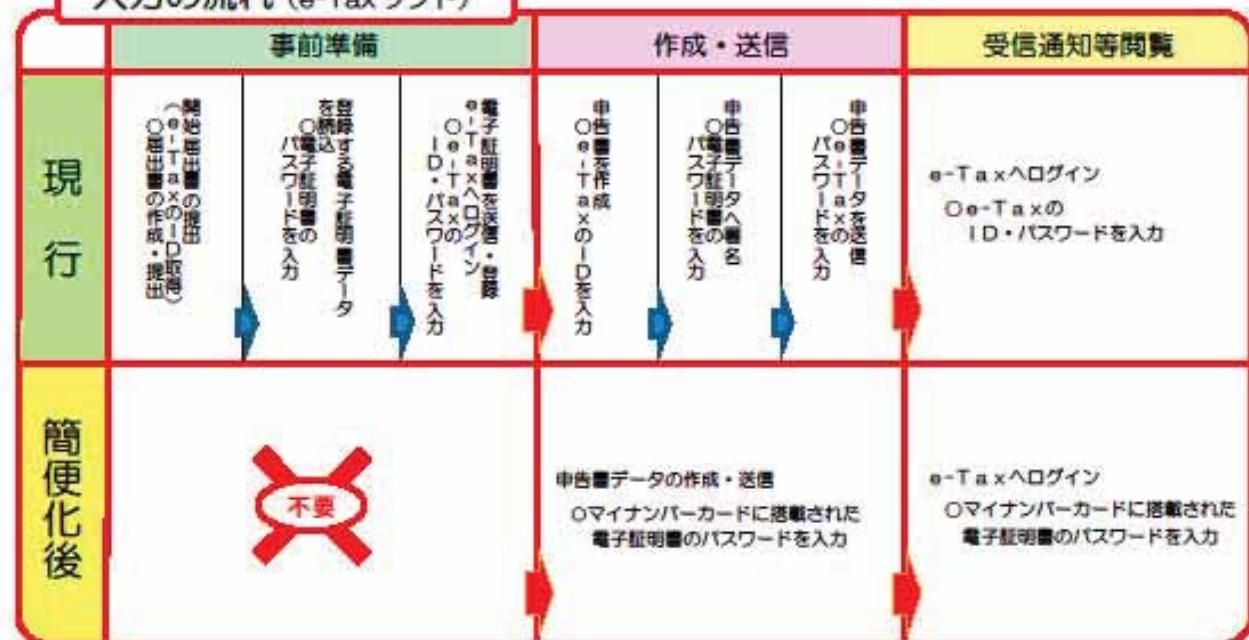
国税庁

～マイナンバーカード方式によるe-Tax利用のイメージ～

ご利用の流れ



入力の流れ (e-Taxソフト)



最新の情報はe-Taxホームページをご覧ください。

www.e-tax.nta.go.jp

イータックス

検索



国税庁
国税通関

平成29年4月

重点分野	国税
省庁名	財務省
論点	<p>2. 国税に係る論点</p> <p>(3) 租税特別措置法に規定する措置について、事業者が利用可能なものを簡単に見つけられるよう、分かりやすい、一覧性のある情報発信を行うことはできないか。</p>
【回答】	
<p>① 国税庁では、毎年、各税法や租税特別措置法の改正内容の周知について、改正の概要をまとめたパンフレット等を作成し、国税庁ホームページへ掲載するなどして広報に努めているところ。</p> <p>また、各省庁では、産業政策等の特定の政策目的により設けられた租税特別措置法に規定する措置について、主に政策に係る改正内容の周知を行っており、例えば、中小企業庁では、中小の事業者が利用可能な税制上の措置について、事業者向けの措置を簡潔にまとめたパンフレット（「中小企業税制〈平成29年度版〉」）を作成してホームページに掲載し、分かりやすい一覧性のある情報発信を行っている。</p> <p>② ご指摘のとおり、租税特別措置法に規定する措置には様々なものがあるため、事業者が利用可能なものを簡単に見つけにくいという意見もあることを踏まえ、国税庁としては、事業者が国税庁ホームページから関係省庁の有用な情報に簡単にアクセスできるよう、リンク方法を工夫するなどして、分かりやすい情報発信に努めてまいりたい。</p>	

中小企業税制
〈平成29年度版〉

財務
サポート

中小企業庁

- 1 経常法人税率の
- 2 第二種欠損金控除の
- 3 第二種欠損金還付の
- 4 の文書類の課税
- 5 業務用車船税
- 6 特例固定資産税の
- 7 地域創出中小企業助成制度
- 8 併合・合併等による譲り受けの課税
- 9 小額融資制度
- 10 テレワーク促進制度
- 11 既存施設利用促進制度
- 12 研究開発費
- 13 税率用促進
- 14 破産税拡大
- 15 和解制度
- 16 特別消費税

目 次

1. 法人税率の軽減	法人事業主	個人事業主	3
中小法人は、法人税率が低くなっています			
2. 欠損金の繰越控除	法人事業主	個人事業主	4
赤字が出た場合の法人税の負担を軽減します①			
3. 欠損金の繰戻還付	法人事業主	個人事業主	5
赤字が出た場合の法人税の負担を軽減します②			
4. 交際費課税の特例	法人事業主	個人事業主	6
新しい顧客の開拓、お得意様との関係維持のために			
コラム 減価償却の概要			7
5. 中小企業経営強化税制	法人事業主	個人事業主	10
経営力向上を図る企業の設備投資を強く後押しします①			
6. 固定資産税の特例	法人事業主	個人事業主	18
経営力向上を図る企業の設備投資を強く後押しします②			
7. 中小企業投資促進税制	法人事業主	個人事業主	20
生産性を高めるような設備投資を応援します			
8. 商業・サービス業・農林水産業活性化税制	法人事業主	個人事業主	22
商業・サービス業の基盤強化を図る投資を応援します			
9. 少額減価償却資産の特例	法人事業主	個人事業主	24
30万円未満の資産は即時に全額経費にできます			
10. 環境関連投資促進税制(グリーン投資減税)	法人事業主	個人事業主	25
再生可能エネルギーの導入や省エネ推進に向けた投資を支援します			
11. 地域未来投資促進税制	法人事業主	個人事業主	27
地域経済を牽引する企業を応援します			
12. 中小企業技術基盤強化税制(研究開発税制)	法人事業主	個人事業主	29
試験研究費の一定割合を税額控除することができます			
13. 雇用促進税制	法人事業主	個人事業主	32
従業員の新規の雇用を応援します			
14. 所得拡大促進税制	法人事業主	個人事業主	34
従業員の給与を増額すると、税負担が軽減されます			
15. 事業承継税制	法人の承継者	個人事業主	39
スムーズな事業承継のために			
16. 消費税の特例	法人事業主	個人事業主	52
消費税の納税負担が軽減されます			

個人事業主がご利用できる税制には **個人事業主** 法人がご利用できる税制には **法人** と記載しております。



税制に関する窓口及び相談機関

①国税に関する窓口及び相談機関

国税庁及び全国12の国税局(事務所)に税務相談室が設置されており、国税に関する質問又は相談に応じています。
質問等には決まった手続や形式ではなく、口頭でも電話でも差し支えありません。

■国税庁のホームページ

<http://www.nta.go.jp/>

⇒各種手続の概要・届出書等の様式などが掲載されています。

②地方税に関する窓口及び相談機関

都道府県や市町村においても、税の相談に応じていますので、各自治体にお問い合わせください。

より詳しく知りたい方へ

本パンフレットでご紹介した中小企業税制をご活用される場合には、各種中小企業支援のための法律の申請等が必要となる場合もありますので、下記のホームページに掲載されている各種パンフレットや手引書等も、併せて参考にしてください。

(1)中小企業庁ホームページ

<http://www.chusho.meti.go.jp/>

中小企業関連税制のほか、中小企業支援施策について掲載しています。

(2)ミラサポホームページ

<https://www.mirasapo.jp/>

(3)経済産業省ホームページ

<http://www.meti.go.jp/>

経済産業省の施策全般について掲載しています。

本パンフレットに掲載されている税制について不明な点などがございましたら、各項目に記載されている問い合わせ先までご連絡ください。

今後とも、より一層皆様にとって活用しやすいパンフレットの作成に努めて参りますので、本パンフレットについてお気づきの点などがございましたら、下記までご連絡いただければ幸いです。

中小企業庁財務課

〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1

中小企業庁ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp/>

Eメールアドレス chusyo-toizwase@meti.go.jp

重点分野	国税
省庁名	財務省
論点	2. 国税に係る論点 (4) 法人納税者の e-Tax の電子署名の簡便化は、どの程度まで実施できると考えているのか。
【回答】	
法人税申告における電子署名及び電子証明書の添付のあり方については、企業から寄せられている声も踏まえつつ、税制改正プロセスの中で適切に検討してまいりたい。	

重点分野	国税
省庁名	財務省
論点	<p>2. 国税に係る論点</p> <p>(5) 政府を挙げて電子署名の省略に取り組むに際し、事業者・国民にとって手続の代表的存在である国税としても、積極的に他省庁と連携して作業を進める考えはあるか。</p>
【回答】	
<p>e-Taxにおける本人確認の方法については、オンライン手続の情報セキュリティに係る政府全体の方針（※1）等を踏まえ、納税者の利便性を確保しつつ、オンライン手続に係るリスクに適切に対応する観点から、電子署名を基本としつつ、一定の範囲に限ってID・パスワードによることとしている。</p> <p>お尋ねの「電子署名の省略」については、今後とも、政府全体の方針を踏まえ、適切に対応してまいりたい。</p>	
<p>※1 「オンライン手続におけるリスク評価及び電子署名・認証ガイドライン（平成22年8月31日、各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）「新たなオンライン利用に関する計画」（平成23年8月3日、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）</p> <p>※2 また、政府全体の方針として、電子証明書を標準的に搭載したマイナンバーカードの普及を促している。</p> <p>（参考）「デジタル・ガバメント推進方針」（平成29年5月30日、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）</p>	

重点分野	国税
省庁名	財務省
論点	<p>2. 国税に係る論点</p> <p>(6) 国税庁と厚生労働省の情報連携で、例えば、所得情報が提供されれば、事業者は、厚生年金保険等に係る報酬月額算定基礎届や賞与支払届の提出が不要になるとの御意見があるが、対応は可能か。</p>

【回答】

- ① 厚生年金保険料等は標準報酬月額や標準賞与額を賦課決定の基礎としており、年間の所得に応じて課税される所得税とは制度が異なることから、徴求する情報の内容も異なっている。
- ② 源泉徴収義務者が国税当局に提出する所得税徴収高計算書には、一定期間に雇用主が『全被用者に支払った給与等の総額や源泉徴収税額の合計額』など、納付する源泉徴収税額に関する必要最小限の情報のみ記載することとなっており、厚生年金保険料等の標準報酬月額等の算定に必要な『被保険者ごとの4～6月の月別の報酬額』等に代替可能な情報は国税当局に提供されてはいない。
- ③ したがって、標準報酬月額等の算定のために必要な情報を国税庁は保有しておらず、国税庁から厚生労働省に当該情報を提供することはできない。